六　平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

八　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

九　国の補助金を受けて施行する沖縄特別振興対策に係る事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

十　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部活性化特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

十一　住宅用火災警報器の普及促進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第四条第一項第一号の表第四号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

十三　国の行う森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動の確保を図るための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林整備地域活動支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る補正後の数値に八二円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額

十四　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

十五　雇用対策として行つた事業（新規事業又は事業拡充分に限る。）に要する一般財源所要額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。以下この号において「雇用対策事業所要額」という。）に〇・五を乗じて得た額及び一定の行政目的を有しつつ雇用拡大を図る事業など雇用対策に関連する事業（新規事業又は事業拡充分に限る。）に要する一般財源所要額（当該額及び雇用対策事業所要額の合算額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円から雇用対策事業所要額を控除した額とする。）に〇・三を乗じて得た額の合算額

十六　対北朝鮮輸入禁止等に伴う対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十七　国の行う農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う農地・水・環境保全向上対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額

十八　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する地上デジタルテレビ中継局整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する辺地共聴施設整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に、加入世帯が二十世帯以下の事業にあつては〇・五を、加入世帯が二十世帯を超える事業にあつては〇・三を乗じて得た額

ハ　国の補助金を受けて施行するケーブルテレビ幹線対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ニ　経済的理由等によつて地上デジタル放送への移行に伴う対応が困難な世帯に対して地方単独事業として行う地上デジタル放送の受信環境整備の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ホ　地上デジタル放送への移行に伴う対応として国の補助金を受けて施行する海底光ケーブル敷設事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額

十九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

二十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　「公立病院改革ガイドラインについて」及び「公立病院特例債の取扱いについて」（平成二十年六月六日付け総財経第九十六号通知）に基づき、公立病院特例債を発行した道府県（当該年度末現在において、地方公営企業法第二条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する病院事業を行う公営企業を経営する道府県にあつては、当該公営企業に係る特別会計において当該公立病院特例債の償還が完了する年度までに地方財政法施行令第十九条第一項の規定により算定した資金の不足額が零となること及び平成二十三年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額から平成二十四年度において同項第一号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額を控除した額が零以上となることが見込まれる道府県に限る。）の当該年度における当該公立病院特例債の支払利子額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額